

森林環境保全基金事業

第3期計画

～やまなしの森林をみんなで守り育て、
次世代につなげる森林環境税の取り組み～



令和4年1月

山梨県

はじめに

森林は、土砂災害の防止、水源の涵養、地球温暖化防止などの公益的機能を有し、私たち県民の暮らしを支えるとともに、多くの恩恵をもたらしています。

県では、このような貴重な財産である森林を、県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐため、4期20年で19,000haの荒廃森林を解消する目標を掲げ、平成24年4月から森林及び環境の保全に係る県民税の超過課税（森林環境税）を導入し、荒廃森林再生事業を中心とする様々な事業を展開して参りました。

森林環境税については、森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成23年山梨県条例第40号）において「おおむね5年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」（附則第4条）と規定されています。

このため、第2期計画の最終年度に当たる本年度においても、第1期計画の場合と同様、事業の実績・効果の検証を行うとともに、国の動向なども踏まえつつ、計画の内容について検討いたしました。

森林環境税を活用したこれまで取り組みにより、健全な森づくりに向けて一定の成果が得られたところでありますが、県内には依然として多くの荒廃森林が存在しています。加えて、大型台風や集中豪雨が増加傾向にある中、土砂災害の未然防止や地球温暖化防止などの観点から荒廃森林の早期解消は喫緊の課題であります。

また、第2期計画期間中には、市町村が主体となって地域の森林の経営管理を進めるとする森林経営管理法が施行され、森林環境譲与税の譲与が開始されるとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが始まるなど、森林・林業を取り巻く情勢は大きく変化しています。

第3期計画の策定に当たっては、これらの点を踏まえ、森林環境譲与税を活用した市町村事業との連携、あるいは未利用材の利用促進といった視点から具体的な内容の検討を進め、その結果について山梨県森林環境保全基金運営協議会、県民説明会など、有識者や県民の皆様の御意見を広く伺う中で、計画の取りまとめを行いました。

県では、この計画のもと、引き続き森林環境税を活用して更なる「健全な山梨の森づくり」を進めて参りますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

目次

1	森林環境税導入の経緯	1
2	森林環境税の収入状況等	4
3	森林環境税を活用した取り組み ～第2期事業の検証～	7
4	森林環境税に関するアンケート調査	15
5	森林・林業を取り巻く情勢の変化	17
	(1) 森林経営管理法の施行	17
	(2) 2050年カーボンニュートラル宣言	17
6	制度の継続についての考え方	18
	(1) 第2期事業の成果	18
	(2) 本県の民有林の状況	18
	(3) 県民の意見	18
7	第3期計画策定に当たっての考え方	19
	(1) 森林環境税を活用した事業の方向性	19
	(2) 課税のあり方	19
	(3) 税収の管理	20
	(4) 計画の見直しの時期等	20
8	第3期計画で取り組む事業	21
	(1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり	21
	(2) 木材・木質バイオマスの利用促進	23
	(3) 社会全体で支える仕組み	23
	■ 森林環境保全基金事業（令和4年度～8年度 5か年計画）	24
【 資料編 】		25
	山梨県森林環境保全基金運営協議会開催要綱	26
	山梨県森林環境保全基金運営協議会委員名簿	27

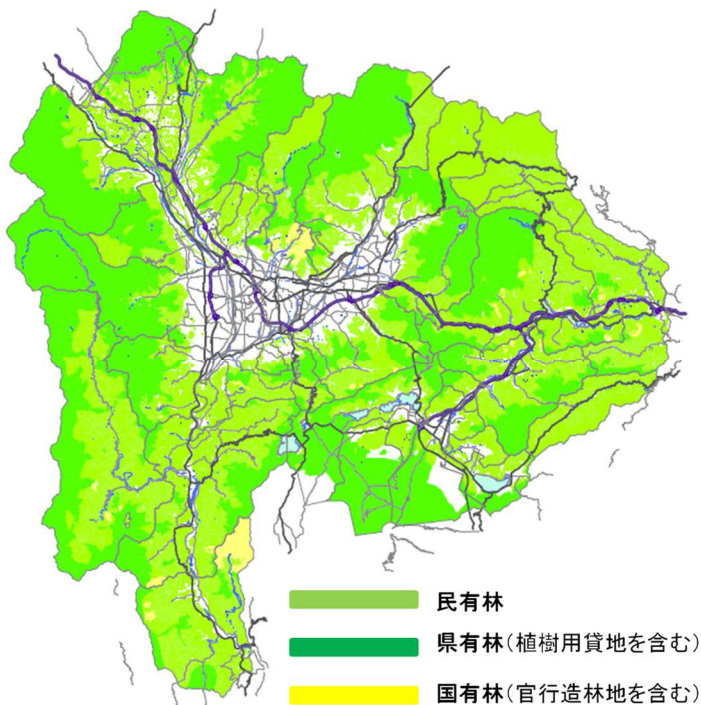
事業効果検証のためのモニタリング調査	28
森林環境税に関するアンケート調査.....	32
森林整備に係る都道府県の独自課税の状況.....	41
森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例.....	42
山梨県森林環境保全基金条例	43

1 森林環境税導入の経緯

本県は、県土の約78%を森林が占める全国有数の森林県です。

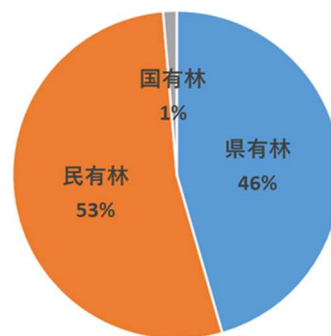
所有形態別では、国有林が4,642ha(1%)、県有林が158,233ha(46%)、民有林が184,622ha(53%)と、県内森林面積に県有林が占める割合が全国で最も高いことが本県の特徴となっていますが、これは、明治末期の大水害からの復興のため、明治44年に県内の入会御料地の全て(約164,000ha)が県に御下賜されたことによるものです。

【 山梨県森林位置図 】



【 所有形態別森林面積 】

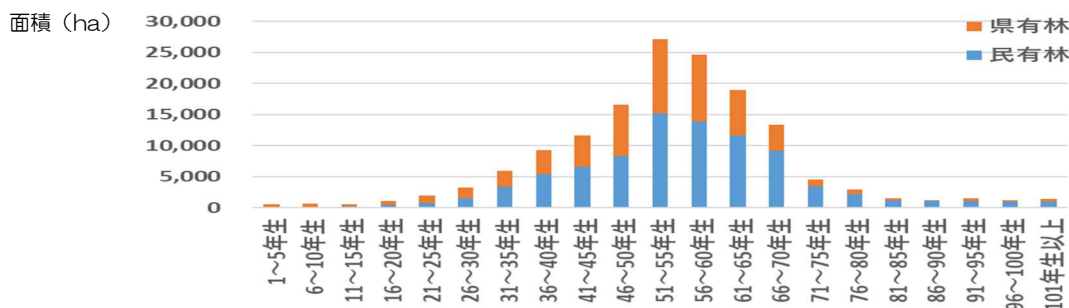
区分	面積 (ha)
国有林	4,642
県有林	158,233
民有林	184,622
私有林等	123,484
会社有林	8,770
財産区有林	8,245
市町村有林	11,312
東京都有林	32,811
合計	347,498



出典:山梨県林業統計書(令和2年3月31日現在)

また、人工林は植栽から36年以上経過している森林が全体の91%を占め、戦後や高度経済成長期に植えられたものを中心に本格的な利用期を迎えています。

【 人工林の齢級別面積 】



出典:山梨県林業統計書(令和2年3月31日現在)

森林は、洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、私たちの暮らしと切り離すことができない極めて重要な機能を有しています。

このような森林の持つ公益的機能の恩恵は、全ての県民が享受しており、山梨の森林は、何ものにも代えがたい貴重な財産であり、将来にわたり良好な状態に維持する必要があります。

しかし、社会経済環境の変化に伴い、私有林の多くは手入れが行き届かないため、荒廃が進み、森林の持つ多様な公益的機能が十分に発揮できなくなる恐れが生じています。

こうしたことから、県民の暮らしを支えるかけがえのない山梨の森林を、健全な姿で未来に引き継いでいくため、平成21年、学識経験者や専門家等で構成する「環境と森づくりを考える税制懇話会」を設置し、荒廃が進んでいる私有林の整備に関して新たな費用負担原則のもとでの公的関与や県民等の参加のあり方について検討が行われました。その結果、豊かな環境を守り育てていくためには、「多様な公益的機能を有する森林を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みを一層推進していく必要がある、こうした取り組みは、森林所有者や林業関係者など一部の人の自助努力のみに委ねるのではなく、これからは、県民全体で取り組んでいくことが重要である。」ことが報告書として取りまとめられました。

こうした報告書やアンケート調査結果、県内4地域で開催した意見交換会における県民の方々の意見や、県議会での議論等を踏まえ、県では「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」を制定し、平成24年4月から森林環境税を導入しました。



【参考】 森林が有する多様な機能

森林には、色々な働き（多面的機能）があり、私たちの生活に深く関わっています。

○主な機能

豊かな水をたくわえ、供給する働き

・降雨を地下に蓄え、少しづつ流すことにより
洪水の緩和や水質を浄化

山くずれや洪水などを防止する働き

・木の根が土砂や岩石等を固定して、土砂の崩壊を防止

地球温暖化を防止する働き

・二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵することにより、
地球温暖化を防止

木材などを生産する働き

・木材、山菜、きのこ等の
林産物を生産

生活環境や生物多様性を守る働き

・多様な動植物の生育・生息の場を提供

自然に親しみ、自然の大切さを学ぶ場としての働き

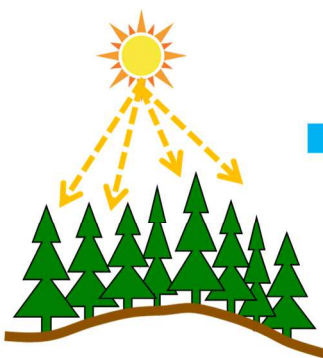
・景観の保全や教育・芸術の場を提供
・健康の維持・増進やレクリエーション活動の場を提供



【参考】 森林が持つ多面的な機能を発揮させるための荒廃森林の整備

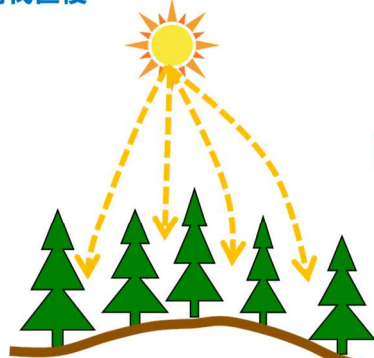
木材価格の低迷や山村地域の過疎化・高齢化が進行したことにより、山梨の民有林の多くは手入れができずに荒廃していますが、間伐などの森林整備により、「元気な森林」がよみがえります。

間伐前



手入れがされていないため、
木が混みあって林内に
光が届かず地面近くの植物が
育たない

間伐直後



手入れをすることで、林内に光が
届くようになり地面近くの植物が育つ

数年後



針葉樹と広葉樹が入り混じった森林へ
→ 公益的機能の維持・増進

2 森林環境税の収入状況等

(1) 現在の税の仕組み

ア 課税方式

県民全体で支える「健全な山梨の森づくり」を進めるために必要な費用は、県民が等しく負担するという税導入の趣旨に基づき、既存の県民税均等割に上乗せする形で森林環境税を負担していただく『県民税均等割超過課税方式』を採用しています。

イ 対象者

(ア) 個人：県民税均等割を納めている方

- ① 県内に住所のある個人
- ② 県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、その事務所などのある市町村内に住所がない個人

※ 次のいずれかに該当する方は課税されません。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下だった人
- ③ 前年の合計所得金額が次の計算式以下の人
市町村の条例で定める額×(控除対象配偶者+扶養親族の数+1)+加算額(市町村の条例で定める額)

※③の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族がある場合のみ適用

(イ) 法人：県民税均等割を納めている法人

- ① 県内に事務所や事業所を有する法人
- ② 県内に事務所や事業所はないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人
- ③ 県内に事務所、事業所、寮などを有する法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めのあるもののうち、収益事業を行うもの（収益事業を行わないものは非課税）

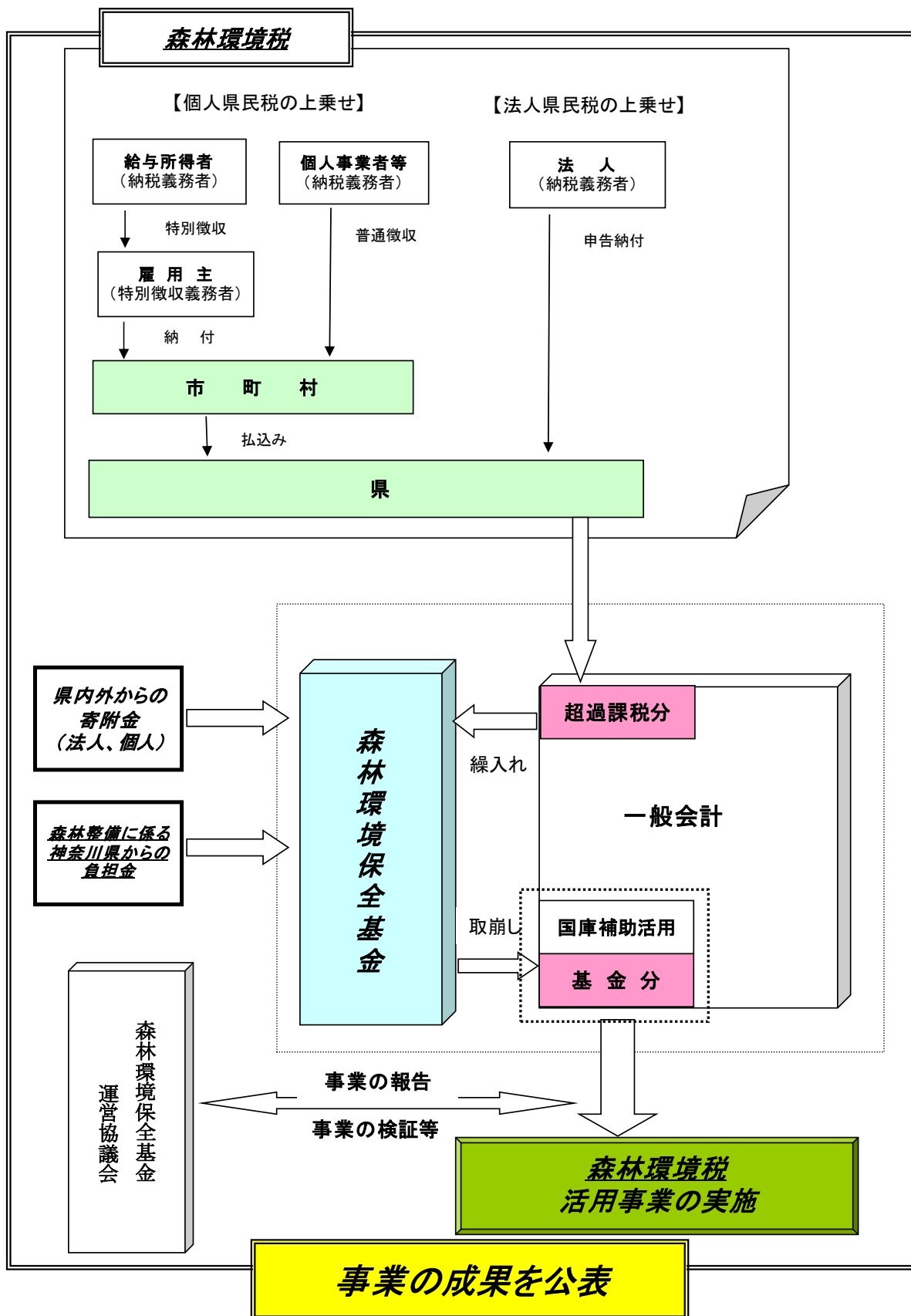
ウ 税率

(ア) 個人：年額500円

(イ) 法人：均等割額の5%相当額

資本金等の額	均等割額	5%相当額
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～ 50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～ 10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～ 1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下等	20,000円	1,000円

○森林環境税の仕組み

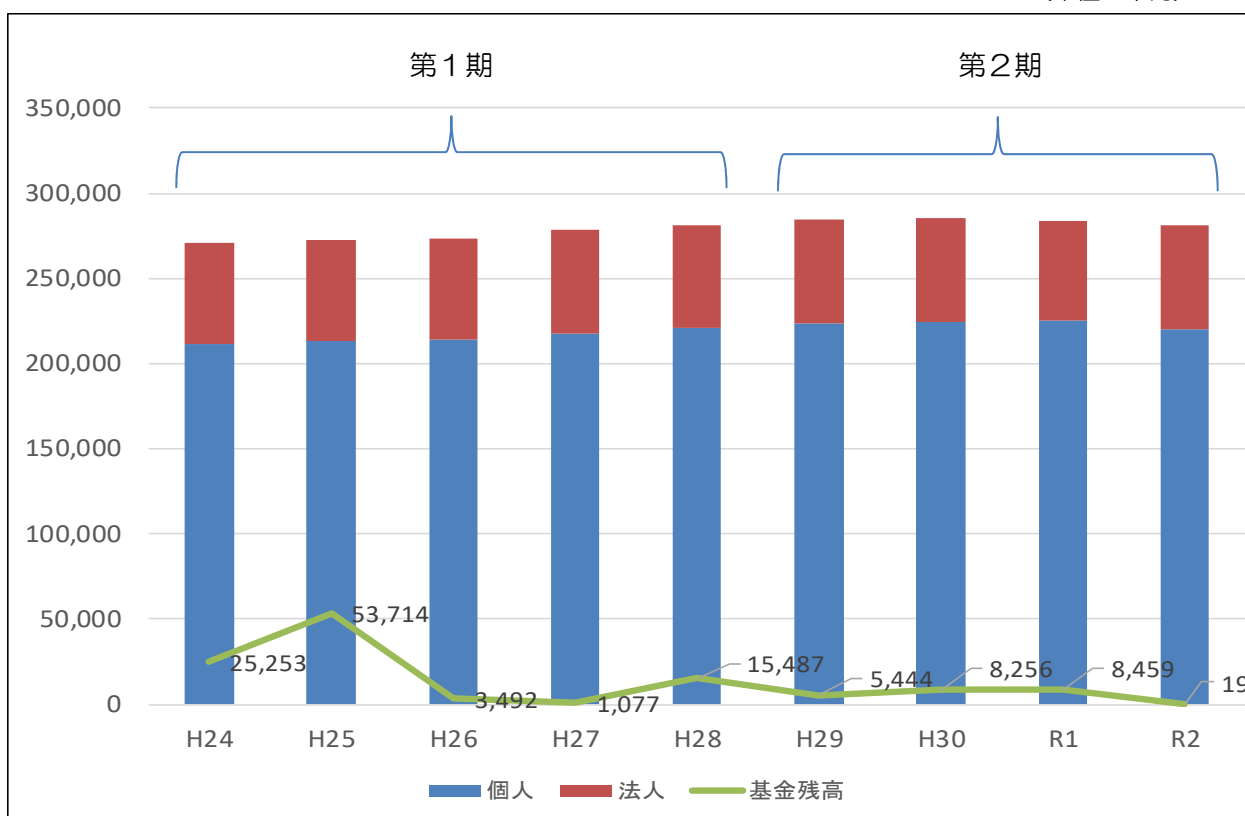


(2) 税収の推移

第2期（H29～R3）の年間税収は概ね2億8千万円で推移しています（第1期（H24～H28）：2億6千万円～2億7千万円）。

超過課税により得られた税収は、森林環境保全基金に積み立てて管理することにより、森林整備等の目的に使われる仕組みになっています。

（単位：千円）



年度	第1期計画					第2期計画					計	
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (見込み)		
税収	個人	192,832	211,057	213,210	214,164	217,786	220,600	223,704	224,431	225,270	219,804	1,113,809
	法人	31,143	59,801	58,987	58,788	60,751	60,505	60,908	61,388	58,550	61,203	302,554
	計	223,975	270,858	272,197	272,952	278,537	281,105	284,612	285,819	283,820	281,007	1,416,363
神奈川負担金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
合計	253,975	300,858	302,197	302,952	308,537	301,105	304,612	305,819	303,820	301,007	1,516,363	
基金残高	19,203	25,253	53,714	3,492	1,077	15,487	5,444	8,256	8,459	19	—	

3 森林環境税を活用した取り組み ～第2期事業の検証～

県では森林環境税を活用し、次の3つの基本施策に基づき事業を実施してきました。

- ① 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり
- ② 木材・木質バイオマスの利用促進
- ③ 社会全体で支える仕組み

森林環境税活用事業の事業費一覧

(単位：千円)

基本施策	第1期 実績	第2期 計画						計
		第2期 計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (見込)	
① 多様な公益的機能の 維持・増進を図る森づくり	2,465,461	2,439,850	477,032	451,888	348,768	447,236	800,725	2,525,649
② 木材・木質バイオマス の利用促進	14,017	14,000	3,425	3,318	3,305	3,400	1,500	14,948
③ 社会全体で支える仕組み	21,979	26,610	4,139	4,174	4,178	3,778	4,847	21,116
事業費 総計	2,501,457	2,480,460	484,596	459,380	356,251	454,414	807,072	2,561,713

※ 神奈川県との共同事業分を含む

(1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

ア 荒廃森林再生事業

【事業内容】

- ・ 荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導しました。
- ・ 急傾斜地等で林内に放置することが適当でない箇所での伐倒木の集積を行いました。
- ・ 獣害の発生している地域では、残存木の保護対策を実施しました。
- ・ 間伐を実施するために必要な森林作業道開設、既設作業道等補修を行いました。
- ・ 利用可能な間伐材を搬出し、有効活用を図りました。

【実績】

- 第2期計画における実施面積の達成率は、計画の87%となる見通しです。

(単位：百万円、ha)

	第1期 実績	第2期						計
		計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (見込)	
事業費	1966.7	2,088.1 (87.4)	394.7 (20.0)	367.0 (19.6)	287.6 (18.1)	356.3 (17.9)	743.1 (16.7)	2148.7 (92.3)
実施面積	3911	3,850 (364)	770 (82)	619 (74)	380 (74)	468 (74)	1,127 (73)	3,364 (377)

※ () 内は、共同事業による神奈川県負担分であり、内数

【効果】

- 間伐の実施前より多くの陽光が林床に届くようになり、下層植生の回復が進み針葉樹と広葉樹が混じり合った森林への推移が図られています。
- また、条件の良い箇所においては、伐った間伐木を搬出し、木材資源の有効活用を図っています。

【実施状況】



実施前



実施後



実施前



実施後

イ 里山再生事業

【事業内容】

- ・ 長期間放置され、草木や竹の繁茂により荒廃した里山林において、不用木や侵入竹の除去・林内集積を行いました。

【実績】

- ・ 第2期計画における実施面積の達成率は、計画の109%となる見通しです。

(単位：百万円、ha)

	第1期 実績	第2期						計
		計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (見込)	
事業費	211.3	204.8	57.0	60.0	41.4	58.5	37.2	254.1
実施面積	503	500	100	124	91	149	80	544

【効果】

- ・ 不用木や侵入竹の除去・集積により、人と野生鳥獣との棲み分けや里山景観の保全等が図られました。

【実施状況】



実施前



実施後



実施前



実施後

ウ 広葉樹の森づくり推進事業

【事業内容】

- ・ 天然更新が困難など、伐採後に森林の状態に回復していない林地等において広葉樹を植栽しました。
- ・ シカ等による苗木の食害を防止するための植栽木の保護を行いました。

【実績】

- ・ 第2期計画における実施面積の達成率は、計画の98%となる見通しです。

(単位：百万円、ha)

	第1期 実績	第2期					計	
		計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)		R3年度 (見込)
事業費	287.5	147.0 (12.6)	25.3 (0)	24.9 (0.4)	19.7 (1.9)	32.5 (2.1)	20.4 (3.2)	122.8 (7.6)
実施面積	78	40 (5)	8 (0)	12 (1)	3 (1)	9 (1)	7 (2)	39 (5)

※ () 内は、共同事業による神奈川県負担分であり、内数

【効果】

- ・ 広葉樹の植栽により、森林への回復が進みました。また、鹿柵や食害防止ネットの設置により、植栽木がシカ等による食害から守られ、健全に生育していることが確認されました。

【実施状況】



実施前



伐採後に森林の状態に回復していない林地等において広葉樹を植栽



鹿柵の設置



食害防止ネットの設置

(2) 木材・木質バイオマスの利用促進

甲斐の木づかい推進事業

【事業内容】

- 日常的に木に触れ、木の良さを知っていただくことにより県産材の利用促進を図るため、学校施設等に県産材を使用した学習用備品を導入するための経費を助成しました。

【実績】

- 最終的な木製備品の導入数は、計画を上回る152%の進捗となる見通しです。

(単位：百万円、組)

	第1期 実績	第2期					計	
		計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)		R3年度 (見込)
事業費	14.0	14.0	3.4	3.3	3.3	3.4	1.5	14.9
導入数	768	470	174	171	160	160	50	715

【効果】

- 子ども達からは「木材のもつ温かみを感じられる」といった感想が、また保護者からは「木の香りや木に触れることで感性が豊かになる」といった感想が寄せられるなど、木の良さを実感する機会を提供することにより、木製品を利用する意識が醸成されました。
- 公共性の高い学校施設への机・椅子などの木製品の導入は、県産材木製品の大きなPRになっています。

【実施状況】



(3) 社会全体で支える仕組み

ア 県民参加の森林づくり推進事業

地球温暖化防止、水源かん養など森林の持つ様々な機能を多くの県民に理解していただき、県民参加の森づくりを進めるため、以下の普及啓発事業を実施しました。

(ア) 森林整備現場見学会の開催

森林環境税がどのように利用されているのか、県民の皆さんに実感していただく機会として森林整備現場見学会を開催しました。



施業地内で説明



伐採作業のデモンストレーション

(イ) PR看板の設置

施業を完了した箇所のうち、展示効果の高い箇所にPR看板を設置（箇所数5～12箇所/年度）し、事業の効果をアピールしました。



PR看板の設置



PR看板の設置

(ウ) 森林環境税を活用した事業に係る情報誌の発行

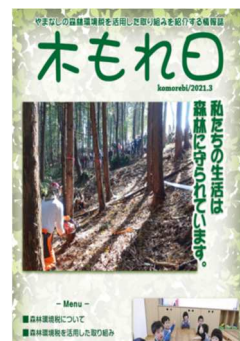
森林環境税を活用した取り組みを紹介する情報誌「木もれ日」を毎年発行（2万部）し、市町村役場や学校、金融機関、コンビニエンスストア等に配置するとともに、県のホームページで公表しています。



2019.3



2020.3



2021.3

(エ) 木質バイオマス普及啓発イベントの開催

木質バイオマスの利用促進を図るため、家庭用木質バイオマス設備の展示・説明会等を実施しました。



木質バイオマス利用体験



薪ストーブの展示・説明

イ 森林体験活動支援事業

【事業内容】

- 子どもたちが、森林の中で様々な体験活動を行い、森づくりの重要性や必要性を学ぶことで、将来にわたり森林を守っていく心を育むことを目的に、教育機関等が学校林や森林公園等で森林環境教育の一環として行う森林体験活動に対し、助成しました。

【実績】

- 最終的な実施機関の数は、計画の99%となる見通しです。

(単位：百万円、機関)

	第1期 実績	第2期					計	
		計画	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (実績)		R3年度 (見込)
事業費	9.7	10.5	2.0	2.0	2.0	1.5	2.2	9.7
実施機関	68	70	11	14	12	14	18	69

【効果】

- 参加した小学生からは、「自然に対する興味や関心が湧き、森林を守る大切さを学んだ」といった感想が寄せられるなど、様々な体験活動を通じて、森林と人々の生活や環境との関係について理解を深める森林環境教育の実施へとつながっています。

【実施状況】



自然観察



植栽体験

ウ 森林環境保全基金運営協議会開催費

(ア) 森林環境保全基金運営協議会の開催

事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、山梨県森林環境保全基金運営協議会を開催しました。



基金運営協議会の開催

(イ) 事業効果検証モニタリング調査

森林環境税を活用した森林整備事業の実施により、どのような効果が現れたのかを検証するために、モニタリング調査を行いました。

○光環境調査：間伐により林内に入る光がどれだけ増えるかを調査



○植栽木調査：調査区内の植栽木の樹高、根元径を測定し、経年変化を調査



○土壌移動量調査：土砂流出量の経年変化を調査



○植生・更新調査：間伐により地面近くの植物量がどれだけ増えるかを調査



4 森林環境税に関するアンケート調査

県民の森林や森林環境税に対する基本的な認識や考え方を把握し、森林環境税を活用した事業等の見直しの参考とすることを目的に、県民・企業を対象とした森林環境税に関するアンケート調査を実施しました。

※ 調査対象者

① 県民 2,012 人（住民基本台帳から無作為抽出）

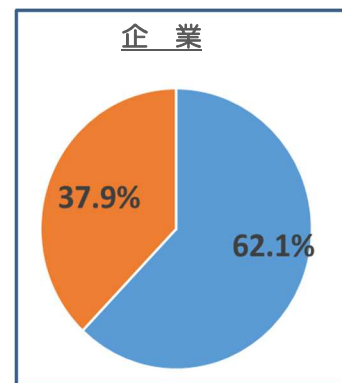
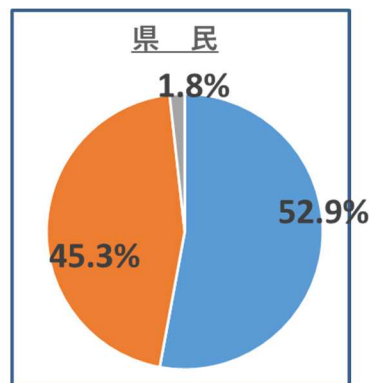
② 企業 410 社（県内に事業所がある企業から無作為抽出）

【 調査結果の概要 】

- 森林が様々な公益的機能を果たしていることについて、県民、企業のほとんどの方が「かなり知っていた」「一部でも知っていた」と回答しました。
- また、山梨県の民有林の多くが荒廃し、森林の多面的な機能等に支障が生じていることを「知っていた」「聞いたことはある」と回答した方が、県民、企業とも約7割にのぼり、県民の森林への関心の高さがうかがえます。

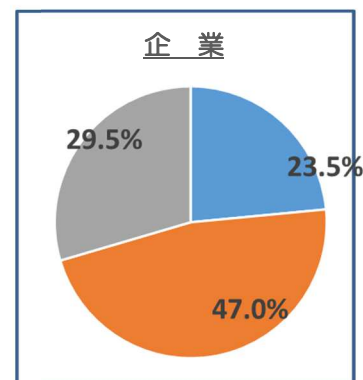
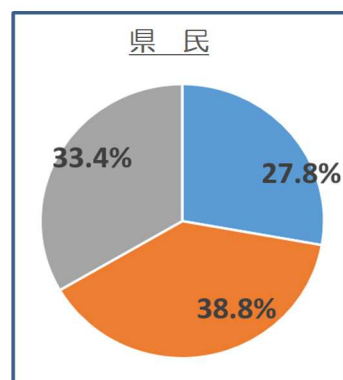
森林が果たす役割

- 森林が果たす役割の内容をかなり知っていた
- 森林が果たす役割の内容を一部でも知っていた
- 森林の果たす役割を全く知らなかった



荒廃森林の存在

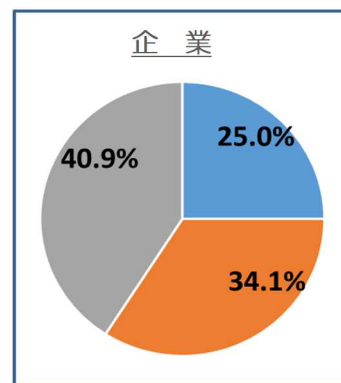
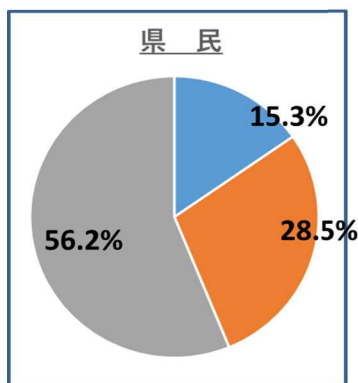
- 知っていた
- 聞いたことはある
- 全く知らなかった



- 森林環境税について、県民で約6割、企業で約4割が「全く知らなかった」と回答するなど、県民全体に認知されていない状況にあるものの、森林環境税による森林整備などの取り組みについて、県民、企業ともに8割が「必要である」と回答しており、事業の必要性について概ね県民の理解は得られていると推測されます。

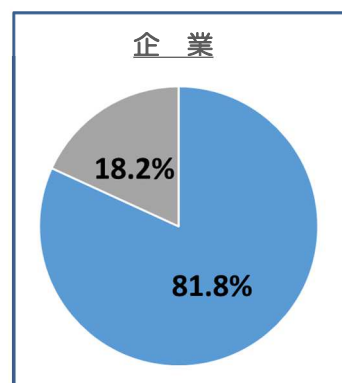
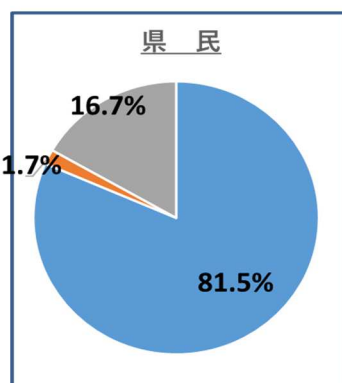
県税の認知度

- 知っていた
- 聞いたことはある
- 全く知らなかった



事業の継続

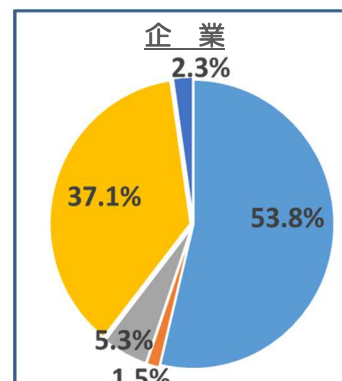
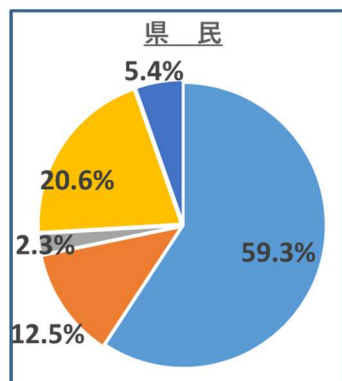
- 必要である
- 必要でない
- わからない



- 森林環境税の制度を継続する場合、どの程度の負担が適当かとの問いに対し、県民で約6割、企業で約5割が「現行を維持すべき」と回答しました。

負担額

- 現行（500円）を維持すべきである
- 金額を引き上げるべきである
- 金額を引き下げるべきである
- わからない
- その他



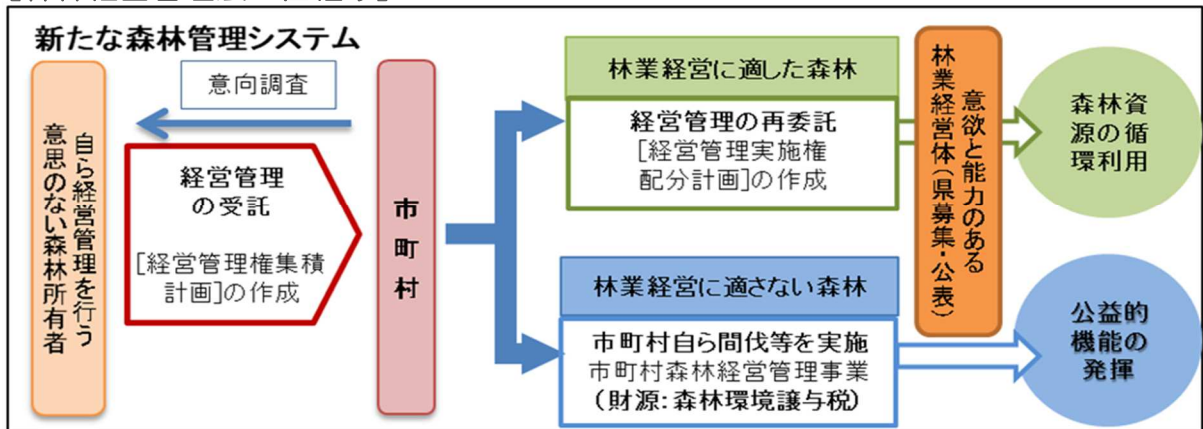
5 森林・林業を取り巻く情勢の変化

(1) 森林経営管理法の施行

平成31年4月に施行された森林経営管理法により、市町村は、経営管理されていない民有林の経営管理権を取得し、このうち林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に再委託し、林業経営に適さない森林については森林環境譲与税を活用して自ら間伐等の森林整備を実施することとなりました。

なお、森林経営管理法の施行に合わせ、令和元年度から市町村及び都道府県に森林環境譲与税の譲与が開始されました。

【森林経営管理法の仕組み】



【森林環境譲与税】

森林経営管理制度の施行に合わせ、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始

・譲与先：市町村及び都道府県

・使途：

(市町村) 森林の整備及び、人材の育成確保・普及啓発・木材利用の促進など森林の整備の促進に関する施策

(都道府県) 市町村が実施する施策の支援及びその円滑な実施のための施策

(2) 2050年カーボンニュートラル宣言

令和2年10月、国では2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、これに併せ令和3年10月には地球温暖化対策計画を改正しました。

こうしたことを背景に、木質バイオマス資源の活用や森林吸収源対策としての間伐・再造林の重要性が増大しています。

6 制度の継続についての考え方

次の(1)～(3)を踏まえ、公益的機能を有する森林を、世代を超え、県民全体で守り育てていくため、森林環境税の制度を継続する必要があると判断しました。

(1) 第2期事業の成果

県では、平成24年度から10年間にわたり「多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり」「木材・木質バイオマスの利用促進」「社会全体で支える仕組み」の3つの基本施策に基づく事業を展開してきました。

その結果、荒廃森林の整備や、県産材の利用促進、地域の方々が実施する森林体験活動など、「健全な山梨の森づくり」に向けた一定の成果を上げてきました。

(2) 本県の民有林の状況

本県の民有林の一部は、間伐等の整備に係る費用を林業経営で賄うことが困難な状況にあることから、県では、その解消を積極的に支援してきたところであり、森林環境税導入後の10年間で、約7,300haの荒廃森林を整備しましたが、依然として多くの荒廃した民有林が存在しています。

また、大型台風や集中豪雨が増加傾向にある中において、荒廃森林の早期解消は土砂災害の未然防止や地球温暖化防止の観点から、強く求められます。

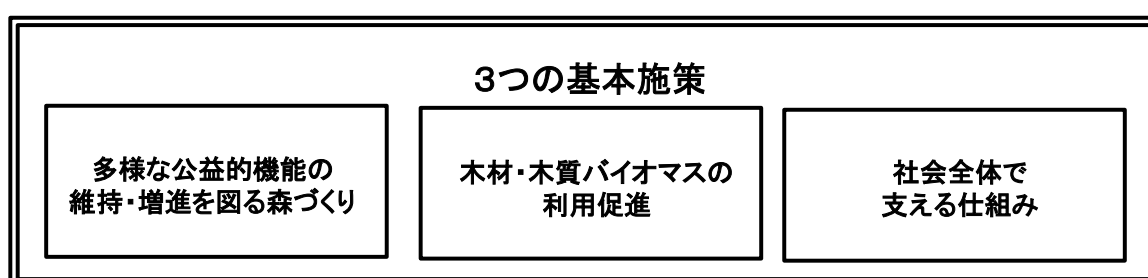
(3) 県民の意見

森林環境税に関するアンケート調査の結果、県民の森林への関心の高さが伺える結果となりました。また、森林環境税については、県民全体に認知されていない状況にあるものの、森林環境税による森林整備などの取り組みの必要性について、概ね県民の理解が得られていると推測される結果でした。

7 第3期計画策定に当たっての考え方

(1) 森林環境税を活用した事業の方向性

県ではこれまで、「多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり」「木材・木質バイオマスの利用促進」「社会全体で支える仕組み」の3つの基本施策に基づき事業を行ってきましたが、2期10年間の取り組みにより、一定の成果を上げられたことを踏まえ、引き続き第3期計画においても、この3つの基本施策に基づき事業を実施します。



事業の内容については、これまでの取り組み状況、森林等を取り巻く情勢の変化を踏まえ、次のとおり見直します。

- 荒廃森林の解消については、県税事業と併せ、国の森林環境譲与税を活用した市町村による森林整備を車の両輪として推進することとします。
- 甲斐の木づかい推進事業及び森林体験活動支援事業については、森林環境譲与税を用いた市町村事業の対象となることから、市町村と連携を図ることとします。
- 木質バイオマスの利活用については、脱炭素社会の実現に向け、普及啓発イベントを一步進めた取り組みを行うこととします。

(2) 課税のあり方

本県では、第1期及び第2期の計画期間中の課税方式として、「県民税均等割超過課税方式」を採用し、税率は個人が年額500円、法人が均等割額の5%相当額を採用してきました。

第3期計画期間中の課税方式、税率を検討するに当たって、次の3つの点を踏まえ、第3期計画期間中の課税方式、税率ともに現行を維持することとします。

① 安定的な財源の確保

林業を取り巻く状況が依然として厳しい中において、森林の持つ公益的機能を維持・増進するためには、今後も引き続き荒廃森林再生事業などを実施していく必要があります。こうした事業を確実に実施していくためには、安定的な財源を確保する必要があります。

② 県民の広く公平な税負担

本県の貴重な財産である森林が有する公益的な機能の恩恵は、全ての県民が享受しています。また、本県の森林環境税の制度につきましては、県民全体で支える「健全な山梨の森づくり」を進めるために導入されたものであり、必要な費用については、県民に等しく費用負担を求めることが適当であると考えられます。

③ 森林環境税に関するアンケート調査結果

県民、企業を対象とした森林環境税に関するアンケート調査結果によると、制度を継続する場合、どの程度の負担が適当と思うかとの問いに対し、「税額は現状を維持すべき」との回答が県民、企業ともに過半数を占めました。

(3) 税収の管理

森林環境税の収入と使途の関係を明確にするため、税収は今後も森林環境保全基金に積み立て、適切に管理していきます。

(4) 計画の見直しの時期等

計画の見直し時期については、引き続き、第3期計画開始後、5年を目途として事業を実施した効果や森林を取り巻く状況等を見極めた上で、制度の点検・見直しを実施します。

8 第3期計画で取り組む事業

(1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

税事業の柱として引き続き推進していきます。

ア 荒廃森林再生事業

- ・ 荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導します。
- ・ 林内に放置することが適当でない箇所での伐倒木の集積を行います。
- ・ 搬出可能な間伐木を有効活用します。
- ・ 獣害発生地域における残存木の保護対策を実施します。
- ・ 間伐を実施するために必要な森林作業道開設や、既設作業道等の補修を行います。

※荒廃森林の解消に向け、第2期を上回る事業費を充当することとします。

イ 里山再生事業

- ・ 長期間放置され、草木や竹の繁茂により荒廃した里山林における不用木や侵入竹の除去・林内集積を実施します。

※第2期計画並の面積を確保することとします。

ウ 広葉樹の森づくり推進事業

- ・ 天然更新が困難など、伐採後に森林の状態に回復していない林地において公益的機能の発揮を図るため、広葉樹植栽を実施します。
- ・ シカ等による苗木の食害を防止するための植栽木保護を行います。

※再造林が進んでいることを考慮し、計画量を設定することとします。

森林所有者の行為の制限等

県民全体で取り組む「健全な山梨の森づくり」を推進するに当たっては、県民の負担に見合った森林の公益的機能の発揮を担保する必要があります。

このため、森林所有者、森林組合等林業事業体及び県の3者による協定により、森林の皆伐や転用等に関する所有者の行為を一定期間制限することとします。

（荒廃森林再生事業を行う場合）

- 20年間の皆伐及び下層木の伐採等表土を流出させるおそれのある行為の禁止
- 30年間の林地の転用の禁止

（里山再生事業を行う場合）

- 20年間の針葉樹の植栽等による用材生産を目的とした人工林への転用の禁止
- 30年間の林地の転用の禁止

（広葉樹の森づくり推進事業を行う場合）

- 30年間の皆伐及び下層木の伐採等表土を流出させるおそれのある行為（保育以外）の禁止
- 40年間の林地の転用の禁止

（共通事項・その他）

- 協定違反があった場合等には、補助金相当額の返還を義務づけ
- 搬出間伐を行う場合、収益見込額は予め補助金額から控除 など

エ 神奈川県との共同事業

- 神奈川県民の重要な水源となっている桂川・相模川流域において行ってきた森林整備を引き続き実施します。
- 共同事業の経費のうち、森林整備に係る費用については、引き続き森林環境保全基金に積み立て、管理することとします。

(2) 木材・木質バイオマスの利用促進

森林資源の有効利用を推進します。

未利用材活用促進事業

- ・ 林地内に残されている未利用材（伐採時などに発生する末木枝条、ナラ枯れ被害木など）の運搬経費を助成し、バイオマス資源としての利用を促進します。

※カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして、新たな事業を実施します。

(3) 社会全体で支える仕組み

県民参加の森づくりを進めるための普及啓発事業等を実施します。

ア 県民参加の森林づくり推進事業

- ・ 森林整備現場見学会を開催します。
- ・ 森林整備を実施した箇所にPR看板を設置します。
- ・ 森林環境税を活用した事業に係る情報誌を発行し、市町村役場・病院等への配置及び県HPへの掲載を行うとともに、新たに自治会回覧を実施します。
- ・ 間伐等の実施状況や森林整備現場見学会の様子を撮影し、YouTube等の動画共有サービスを利用した情報発信を行います。

※森林環境税について一層の周知を図るためPR経費を増額することとします。

イ 森林環境保全基金運営協議会開催費

- ・ 事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、山梨県森林環境保全基金運営協議会を開催します。
- ・ 事業効果を検証するためのモニタリング調査を継続します。

■ 森林環境保全基金事業(R4年度～R8年度 5か年計画)

施策	事業内容	目標	総事業費 (千円)	国費等(千円)	森林環境税 (千円)	備考																
多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり	(1) 荒廃森林再生事業 補助率 10/10 <table border="1"> <tr> <th>内容</th> <th>対象 (ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>①間伐【継続】</td> <td>3,218ha</td> <td>565</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②間伐+林内集積【継続】</td> <td>242ha</td> <td>704</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>3,460ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考	①間伐【継続】	3,218ha	565		②間伐+林内集積【継続】	242ha	704		小計	3,460ha			3,460ha ※うち神奈川県負担分265ha	2,261,306	1,047,292 ※うち神奈川県負担分95,915千円	1,214,014	○荒廃した民有林3,460haを対象 692ha×5年=3,460ha ○実施主体:森林組合等 ・事業実施に当たっては、協定を締結
	内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考																		
	①間伐【継続】	3,218ha	565																			
②間伐+林内集積【継続】	242ha	704																				
小計	3,460ha																					
里山の再生	(2) 里山再生事業 補助率 10/10 <table border="1"> <tr> <th>内容</th> <th>対象 (ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>森林作業道(開設)【継続】</td> <td>80,000m</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林作業道(維持補修)【継続】</td> <td>5,000m</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考	森林作業道(開設)【継続】	80,000m	3		森林作業道(維持補修)【継続】	5,000m	1		500ha	216,945	70,222	146,723	○農地や人家、道路等に近接している特に緊急に整備が必要な里山林500haを対象 100ha×5年=500ha ○実施主体:森林組合等 ・事業実施に当たっては、協定を締結				
内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考																			
森林作業道(開設)【継続】	80,000m	3																				
森林作業道(維持補修)【継続】	5,000m	1																				
広葉樹の森づくり	(3) 広葉樹の森づくり推進事業 補助率 10/10 <table border="1"> <tr> <th>内容</th> <th>対象 (ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>広葉樹植栽(民有林)【継続】</td> <td>490ha</td> <td>409</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>10ha</td> <td>1,663</td> <td></td> </tr> </table>	内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考	広葉樹植栽(民有林)【継続】	490ha	409		小計	10ha	1,663		30ha ※うち神奈川県負担分3ha	102,860	57,928	44,932	○天然更新が困難など、伐採後に森林の状態に回復しない林地30haを対象 6ha×5年=30ha ○実施主体:森林組合等 ・事業実施に当たっては、協定を締結				
内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考																			
広葉樹植栽(民有林)【継続】	490ha	409																				
小計	10ha	1,663																				
小計			2,581,111	1,175,442	1,405,669																	
木材・木質バイオマス利用促進	(4) 未利用材活用促進事業 <table border="1"> <tr> <th>内容</th> <th>対象 (㎡)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>未利用材の活用を図るため運搬経費を助成【新規】</td> <td>18,500㎡</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> </table>	内容	対象 (㎡)	標準単価(千円)	備考	未利用材の活用を図るため運搬経費を助成【新規】	18,500㎡	1.5		18,500㎡	25,000	25,000	25,000	○脱炭素社会の実現に向け、伐採時などに発生する末木・枝葉、ナラ枯れ被害木等の活用促進 3,700㎡×1,500円/㎡=5,550千円×5年 ○実施主体:森林組合等								
内容	対象 (㎡)	標準単価(千円)	備考																			
未利用材の活用を図るため運搬経費を助成【新規】	18,500㎡	1.5																				
小計			25,000		25,000																	
社会全体で支える仕組み	(5) 県民参加の森林づくり推進事業費 <table border="1"> <tr> <th>内容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>制度の周知、取り組み事業等の広報【拡充】</td> <td>1式</td> <td>12,000</td> <td></td> </tr> </table>	内容	対象	単価(千円)	備考	制度の周知、取り組み事業等の広報【拡充】	1式	12,000		1式	12,000		12,000	○森林整備現場見学会の開催 ○情報誌を発行(47,000部)し、市町村役場・病院等への配置を行うとともに、新たに自治会回覧を実施 ○事業の取組をPRする動画をYouTube等で発信								
	内容	対象	単価(千円)	備考																		
制度の周知、取り組み事業等の広報【拡充】	1式	12,000																				
県民参加の仕組み	(6) 森林環境保全基金運営協議会開催費 <table border="1"> <tr> <th>内容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>森林環境保全基金運営協議会の開催【継続】</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業効果検証モニタリング調査【継続】</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	内容	対象	単価(千円)	備考	森林環境保全基金運営協議会の開催【継続】	1式			事業効果検証モニタリング調査【継続】	1式			1式	2,000	-	2,000	○事業効果の検証等に広く県民の意見を反映させるための協議会の開催 ○事業効果を検証するためのモニタリング調査				
内容	対象	単価(千円)	備考																			
森林環境保全基金運営協議会の開催【継続】	1式																					
事業効果検証モニタリング調査【継続】	1式																					
小計			14,000		14,000																	
合計			2,620,111	1,175,442	1,444,669																	
年間			524,022	235,088	288,934																	

【 資料編 】

- 山梨県森林環境保全基金運営協議会設置要綱 26
- 山梨県森林環境保全基金運営協議会委員名簿 27
- 事業効果検証のためのモニタリング調査 28
- 森林環境税に関するアンケート調査 32
- 森林整備に係る都道府県の独自課税の状況 41
- 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例 42
- 山梨県森林環境保全基金条例 43

山梨県森林環境保全基金運営協議会開催要綱

（趣旨）

第1条 山梨県森林環境保全基金を財源として実施される事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、「山梨県森林環境保全基金運営協議会（以下「協議会」という。）」を開催する。

（構成）

第2条 協議会は、林政部長が依頼する委員8名以内をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長）

第3条 協議会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、会議を進行する。

4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会は、林政部長が招集する。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、山梨県林政部林政総務課が行う。

（その他）

第6条 林政部長は、必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、林政部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月26日から適用する。

この要綱は、平成25年12月3日から適用する。

この要綱は、平成26年7月26日から適用する。

この要綱は、平成27年3月23日から適用する。

この要綱は、平成27年12月24日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

山梨県森林環境保全基金運営協議会委員名簿

第5期 山梨県森林環境保全基金運営協議会 委員名簿 (50音順・敬称略)

任期：令和2年12月22日～令和4年12月

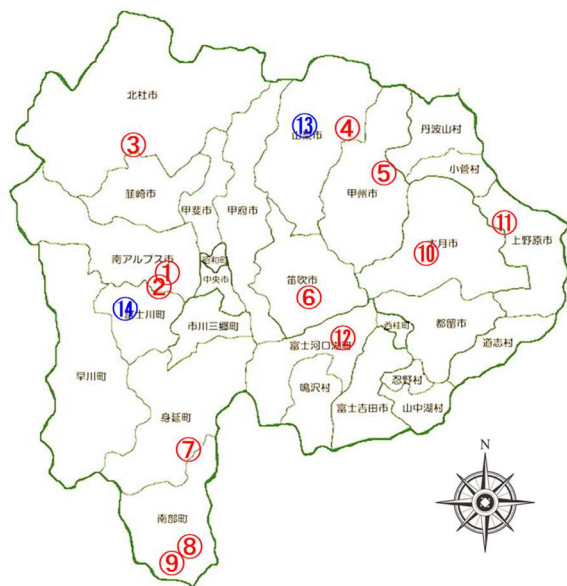
役職	氏名	所属機関等
委員	かわの 河野 <small>あずま</small> 東	山梨県森林整備生産事業協同組合 理事長
委員	ごみ 五味 <small>あいみ</small> 愛美	五味五感企画 主宰
委員	くさの 草野 <small>こすえ</small> 香寿恵	(元)山梨県森林審議会 公募委員
委員	しむら 志村 <small>たかお</small> 隆夫	大月市 産業観光課長
委員	しらishi 白石 <small>のりひこ</small> 則彦	東京大学 名誉教授
委員	にった 新田 <small>はるえ</small> 治江	山梨県消費生活研究会連絡協議会
委員	まるも 丸茂 <small>まさき</small> 正樹	一般社団法人 山梨県法人会連合会 青年部連絡協議会 幹事
委員	わかばやし 若林 <small>ゆうと</small> 祐斗	(元)山梨県環境保全審議会 公募委員

事業効果検証のためのモニタリング調査

森林環境税を活用して実施している森林整備について、事業実施の効果を検証するために県内の14箇所（荒廃森林再生事業12箇所、広葉樹の森づくり推進事業2箇所）においてモニタリング調査を行っています。荒廃した人工林の針広混交林化の過程や、植栽した広葉樹の生育状況を検証するため、今後も継続して調査を行います。

1 調査箇所一覧・位置図

事業名	番号	箇所名
荒廃森林再生	①	南アルプス市上宮地
	②	南アルプス市平岡
	③	北杜市武川町三吹
	④	山梨市三富上釜口
	⑤	甲州市塩山上萩原
	⑥	笛吹市御坂町上黒駒
	⑦	南巨摩郡身延町清子枯上
	⑧	南巨摩郡南部町井出竹の沢
	⑨	南巨摩郡南部町福土池の山
	⑩	大月市笹子町黒野田屋影
	⑪	上野原市西原腰掛
	⑫	南都留郡富士河口湖町大石節待山
広葉樹の森づくり推進	⑬	山梨市牧丘町杣口杣口山
	⑭	南巨摩郡富士川町平林奥仙重



2 調査項目

(1) 荒廃森林再生事業

ア 毎木調査：残存木の生育状況を調査

- ・20m×20mの調査区内の成立木の樹種胸高直径等のデータを取得



毎木調査状況(胸高直径の測定)

イ 光環境調査：間伐により林内に入る光がどれだけ増えるかを調査

- ・魚眼レンズ付カメラで樹冠方向の全天空写真を撮影し、開空度を測定
- ・事業実施前後に同じ場所、類似条件下で撮影し、開空度を比較



施業前の全天空写真



施業後の全天空写真

ウ 植生・更新調査：間伐により地面近くの植物量がどれだけ増えるかを調査

- 調査区内に 1m×1m の枠を 10 箇所設け、写真を撮影し、下層植生が覆っている面積比率を算定



林床部に設置した調査枠内の状況

エ 土壌移動量調査：土砂流出量の経年変化を調査

- 調査区内に土砂受け箱を設置し、内部に溜まった土砂の乾燥重量を測定



土砂受け箱設置状況

(2) 広葉樹の森づくり推進事業

ア 活着状況を調査

- 10m×10m の調査区内の植栽木の活着状況を目視で調査し、活着率を算定



調査区の状況



生育状況の確認

イ 根元径、樹高の測定

- 調査区内の植栽木の根元径、樹高を測定し、経年変化を調査



根元径の測定（植栽前）



根元径の測定（植栽後）



苗木長の測定（植栽前）



樹高の測定（植栽後）

3 調査結果

(1) 荒廃森林再生事業

間伐前と比べ、植被率が増加するなど、地面が植物に覆われる傾向が見られており、針広混交林化に向けて推移しています。

各箇所における10調査区の平均値(発生木本種数は調査区全体の値)

番号	箇所名	光環境調査(開空度%)			植生・更新調査(植被率%) (下段:発生木本種数)			土壌移動量調査(移動量g)		
		H25 (実施前)	H26	R2	H25 (実施前)	H26	R2	H25 [※] (実施前)	H26	R2
①	南アルプス市上宮地	6.5%	10.8%	7.9%	2.3%	1.5%	3.3%	—	3.49	8.97
②	南アルプス市平岡	7.1%	11.2%	9.4%	11	14	14	—	40.57	84.65
③	北杜市武川町三吹	8.5%	8.7%	8.2%	5.1%	2.2%	6.7%	21.74	140.93	2.31
④	山梨市三富上釜口	8.8%	10.0%	9.6%	6	11	10	66.16	296.47	64.42
⑤	甲州市塩山上萩原	6.9%	9.4%	7.6%	19.6%	28.0%	47.0%	2.42	0.4	1.06
⑥	笛吹市御坂町上黒駒	8.0%	9.9%	9.5%	7	13	6	0.56	1.05	198.27
⑦	南巨摩郡身延町清子枯上	6.3%	8.8%	8.0%	2.6%	2.6%	2.3%	45.31	35.25	15.17
⑧	南巨摩郡南部町井出竹の沢	7.1%	10.1%	7.0%	7	13	9	104.64	44.68	76.30
⑨	南巨摩郡南部町福土池の山	7.5%	9.9%	8.8%	15.0%	9.4%	28.0%	—	185.18	142.25
⑩	大月市笹子町黒野田屋影	8.1%	10.8%	8.2%	13	17	14	210.36	—	226.90
⑪	上野原市西原腰掛	8.3%	10.4%	9.0%	22.6%	26.5%	71.0%	155.57	—	119.17
⑫	南都留郡富士河口湖町大石節待山	7.8%	10.9%	7.4%	4.9%	9.1%	9.7%	161.05	—	18.59
	12箇所の平均	7.6%	10.1%	8.4%	0	7	0	40.14	106.25	79.84
					7.1%	10.1%	16.7%			
					5.4	11.8	7.9			

※土砂受け箱の設置から伐採までの期間が短かった箇所については、H25(伐採前)の土砂移動量は欠測

光環境調査 : 間伐実施前と比べほとんどの箇所で林内の光環境の改善が維持されているものと考えられます。

植生・更新調査 : 間伐実施前と比べ、地面を植物が覆っている面積割合や発生木本種数が増加しており、間伐実施により下層植生の導入が進んでいるものと考えられます。

土壌移動量調査 : 間伐実施前及び直後に比べ、土砂の移動量が減少しており、間伐実施による下層植生の導入が進み、土砂流出防止機能が向上しているものと考えられます。

(2) 広葉樹の森づくり推進事業

植栽木は概ね順調に生育していることを確認しました。

番号	箇所名	活着本数(本) (下段:活着率)				平均根元径(mm)				平均樹高(cm)			
		H24	H25	H29	R2	H24	H25	H29	R2	H24	H25	H29	R2
⑬	山梨市牧丘町袖口山	15	15	12	9	6	7	19	25	62	69	172	176
		100%	100%	80%	60%								
⑭	南巨摩郡富士川町平林奥仙重	17	15	14	11	6	9	28	47	64	70	190	247
		100%	88%	82%	65%								

活着状況を調査 : ヘクタール当たり 1,000 本以上の植栽木が順調に生育しています。

根元径、樹高の測定 : 根元径、樹高とも順調に増加しています。

(3) 里山再生事業

里山再生事業実施後の地域住民に対してアンケート調査を実施しています。

◆「今後も里山の整備は必要か」に対する回答結果◆

年度	回答世帯数	調査時期	回答結果 (%)		
			はい	いいえ	無回答
H28	448	H29年1月～2月	91	4	5
H29	250	H29年12月～H30年1月	88	5	7
H30	124	H30年12月～H31年1月	92	2	6
R1	114	R1年12月～R2年2月	93	2	5
R2	125	R2年12月～R3年2月	95	0	5

森林環境税に関するアンケート調査

目的

森林環境税導入から令和3年度で10年を迎えることから、県民の森林や森林環境税に対する基本的な認識や考え方を把握し、森林環境税を活用した事業等の見直しの参考とすることを目的に実施。

調査方法

郵送によるアンケート調査

調査期間

令和3年2月3日～3月12日

調査対象者

- ① 県民 2,012人（住民基本台帳から無作為抽出）
- ② 企業 410社（県内に事業者がある企業から無作為抽出）

回答状況

- ① 県民 回収率54.2%（郵送1,090人）
- ② 企業 回収率32.2%（郵送132社）

調査項目

- ・ 森林が果たす機能、本県における森林・県有林の県土占有率の認知度
- ・ 桂川流域において森林整備費用の一部を神奈川県が負担していることの認知度
- ・ 森林の現状（民有林の荒廃による機能低下）の認知度
- ・ 森林環境税による取り組みの認知度
- ・ 国の森林環境譲与税に対する認知度
- ・ 森林環境税の取り組みに対する必要性
- ・ 森林所有者の行為制限に対する考え
- ・ 現在の取り組み以外に必要と考える事業
- ・ 負担額（負担率）の考え

調査結果

- ・当該質問に回答した人の実数（回答母数）を表記する場合は「N」と表示しています。
- ・集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入してあるので、構成比の合計がちょうど 100.0% にならない場合があります。

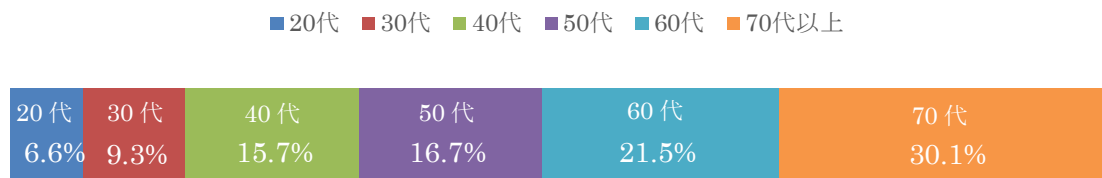
【県民】

（問）あなたの性別はどちらですか。あてはまる番号を選択してください。



【県民】

（問）あなたの年齢はおいくつですか。あてはまる番号を選択してください。



【県民】

（問）あなたのお住まいはどちらですか。あてはまる番号を選択してください。



【企業】

（問）県内事業所の主な所在地はどちらですか。あてはまる番号を選択してください。

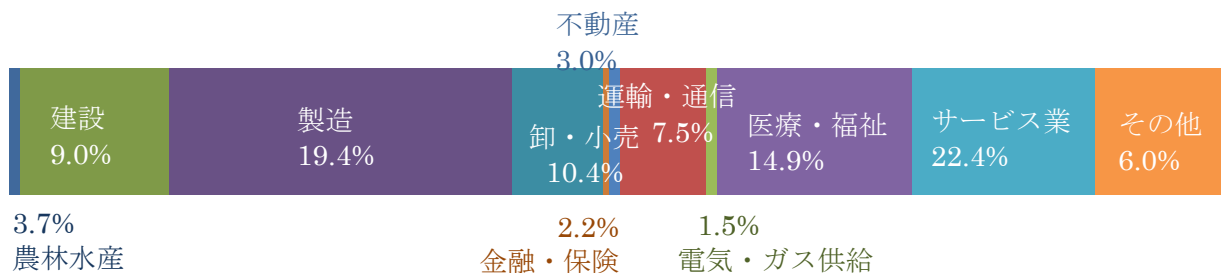
- | | | | | |
|-------------|-----------|------------|----------|----------|
| ■ 《中北地域》 | 1. 甲府市 | 2. 南アルプス市 | 3. 甲斐市 | 4. 中央市 |
| | 5. 昭和町 | 6. 韮崎市 | 7. 北杜市 | |
| ■ 《峡東地域》 | 8. 山梨市 | 9. 笛吹市 | 10. 甲州市 | |
| ■ 《峡南地域》 | 11. 市川三郷町 | 12. 早川町 | 13. 身延町 | 14. 南部町 |
| | 15. 富士川町 | | | |
| ■ 《富士・東部地域》 | 16. 都留市 | 17. 大月市 | 18. 上野原市 | 19. 道志村 |
| | 20. 小菅村 | 21. 丹波山村 | | |
| | 22. 富士吉田市 | 23. 西桂町 | 24. 忍野村 | 25. 山中湖村 |
| | 26. 鳴沢村 | 27. 富士河口湖町 | | |



【企業】

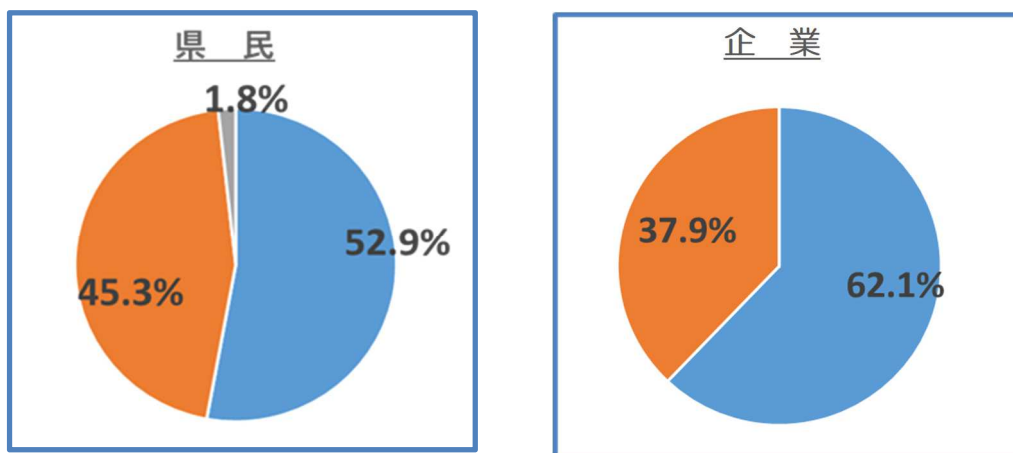
(問) 貴社の業種をお伺いします。あてはまる番号を選択してください。

- 1農林水産業 ■ 2鉱業 ■ 3建設業 ■ 4製造業 ■ 5卸・小売業
- 6金融・保険業 ■ 7不動産業 ■ 8運輸・通信業 ■ 9電気・ガス供給業 ■ 10医療・福祉
- 11サービス業 ■ 12その他 ■ 13未回答



(問4) 森林は豊かな水やきれいな空気を育み、災害から県土を守り、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するなど様々な役割を果たしていることをご存じでしたか。

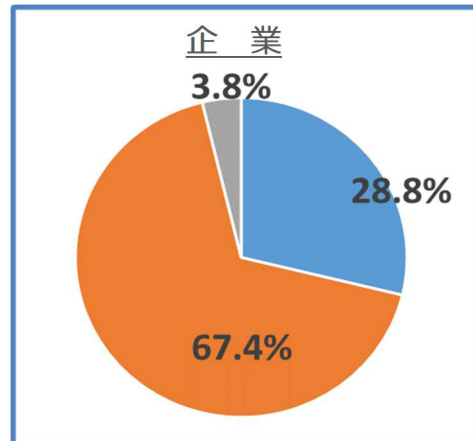
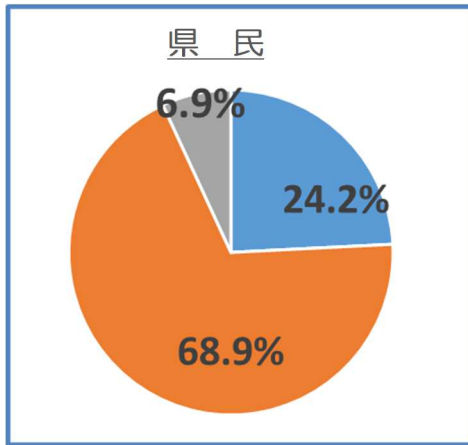
- 森林が果たす役割の内容をかなり知っていた
- 森林が果たす役割の内容を一部でも知っていた
- 森林の果たす役割を全く知らなかった



県民の約53%、企業の62%が「かなり知っていた」と回答しており、「一部でも知っていた」を合わせると、県民の約98%、企業では100%が森林の様々な役割について知っていたと回答しています。

(問5) 山梨県は県土面積の約8割が森林であることをご存知でしたか。

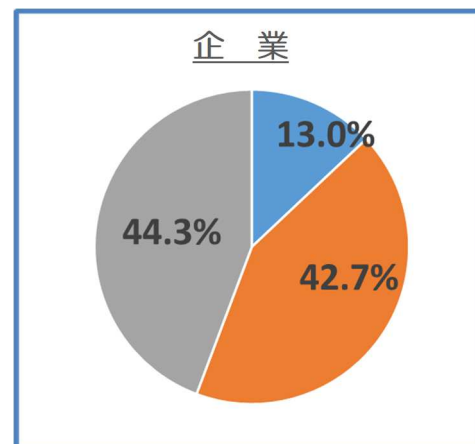
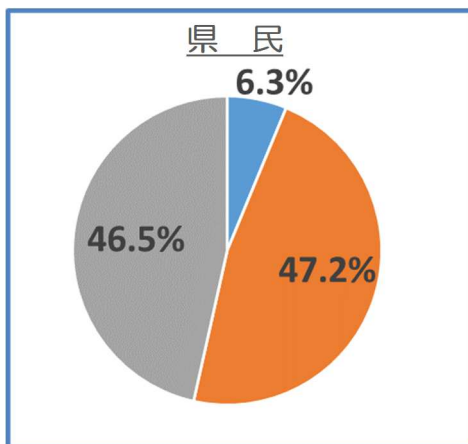
- 約8割であることを知っていた
- 森林の占める割合が高いことは知っていた
- 全く知らなかった



「森林の占める割合が高いことは知っていた」との回答が約70%と最も多く、「約8割であることを知っていた」との回答も24%を超えてありました。アンケートへ回答された93%以上の人が本県の県土面積を森林が占める割合が高いことを知っていたと回答しています。

(問6) 県有林が占める割合が全国一であることをご存知でしたか。

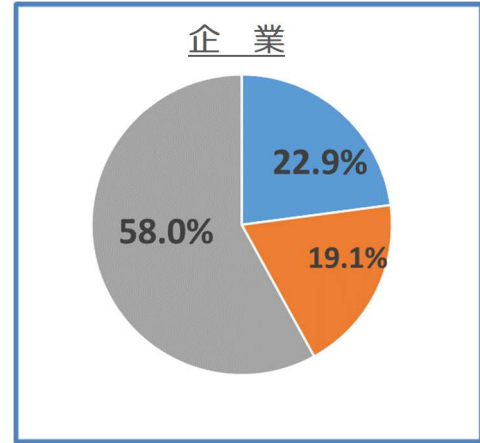
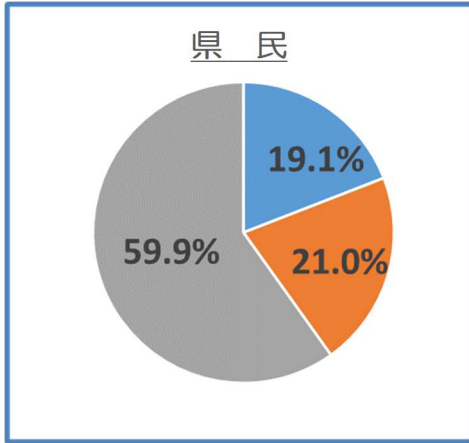
- 全国一であることを知っていた
- 県有林の占める割合が高いことは知っていた
- 全く知らなかった



県民、企業とも40%を超える人が「県有林の占める割合が高いことを知っていた」と回答してします。一方、「全国一であることは知っていた」と回答した人は、県民の6%、企業の13%となっています。

(問7) 神奈川県の水道水源である桂川流域において、山梨県が行う森林整備費用の一部を神奈川県が負担していることをご存知でしたか。

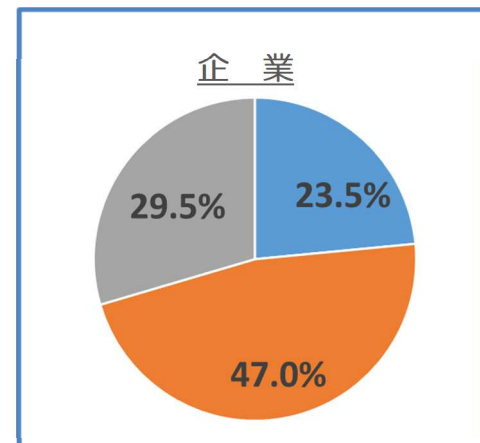
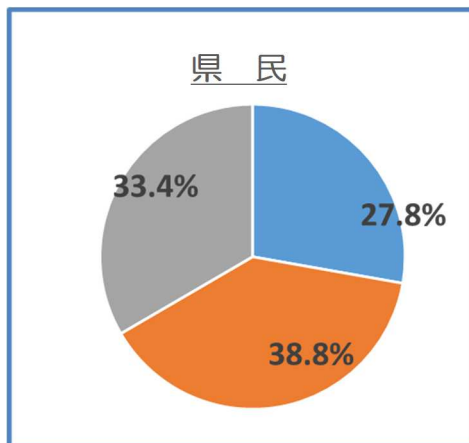
- 知っていた
- 聞いたことはある
- 全く知らなかった



神奈川県の負担については、県民、企業ともに約60%が「全く知らなかった」と回答しています。

(問8) 現在、山梨県の民有林の多くが荒廃し、森林の多面的な機能等に支障が生じていることをご存知でしたか

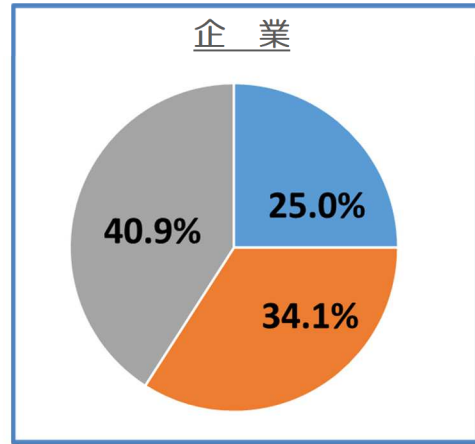
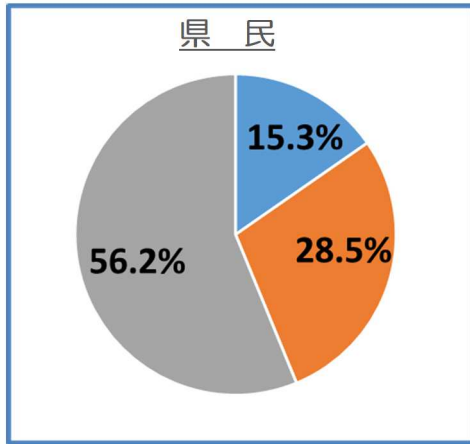
- 知っていた
- 聞いたことはある
- 全く知らなかった



「知っていた」「聞いたことはある」を合わせると、県民の約67%、企業の約71%の回答がありました。

(問9) 山梨県では、荒廃した森林を再生することなどを目的に、平成24年度から森林環境税を導入した事業を進めています。このような取り組みをご存知でしたか。

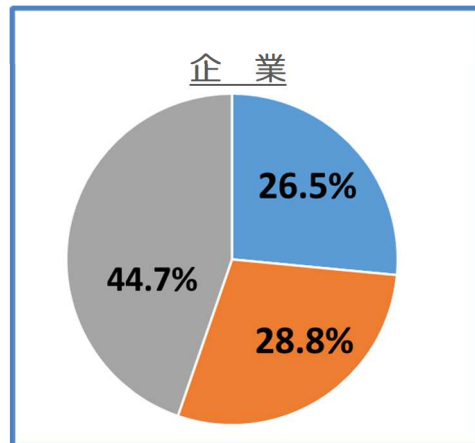
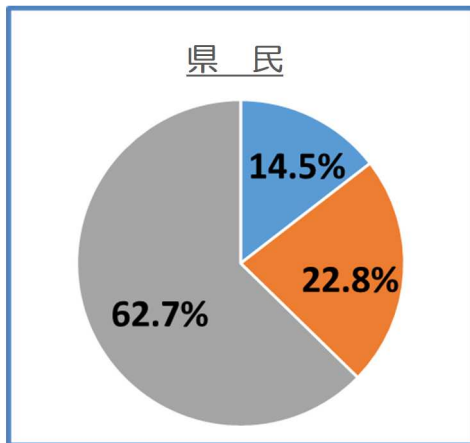
- 知っていた
- 聞いたことはある
- 全く知らなかった



森林環境税を導入した事業について、県民の約56%、企業の約41%が「全く知らなかった」と回答しています。

(問10) 令和元年度から、地球温暖化や災害防止に必要な森林整備の財源として、国の森林環境譲与税が創設されたことをご存じでしたか。

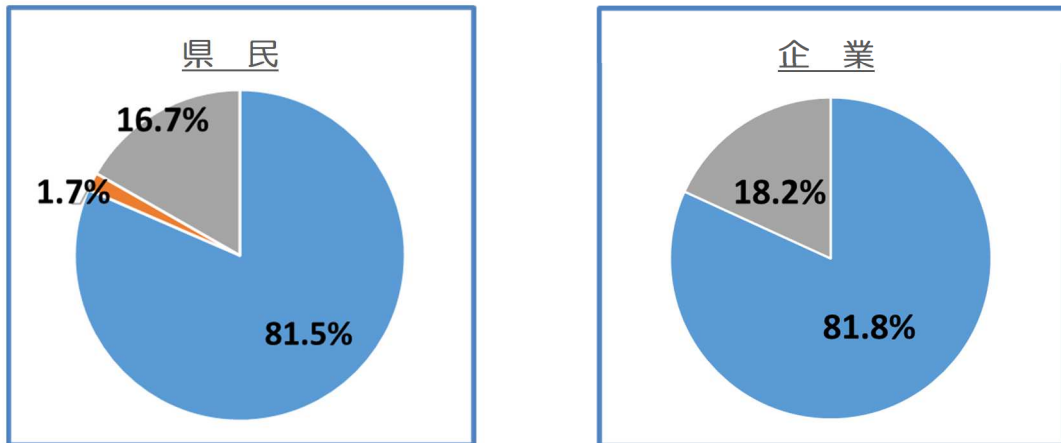
- 知っていた
- 聞いたことはある
- 全く知らなかった



国の森林環境譲与税の創設について、県民の約63%、企業の45%が「全く知らなかった」と回答しています。

(問11) 森林環境税の活用した取組は、現在、第2期計画により平成29年度から令和3年度までの5年間行うこととしていますが、依然として多くの荒廃した森林が残っている状況です。令和4年度以降について、荒廃した森林の整備をどのようにお考えですか。

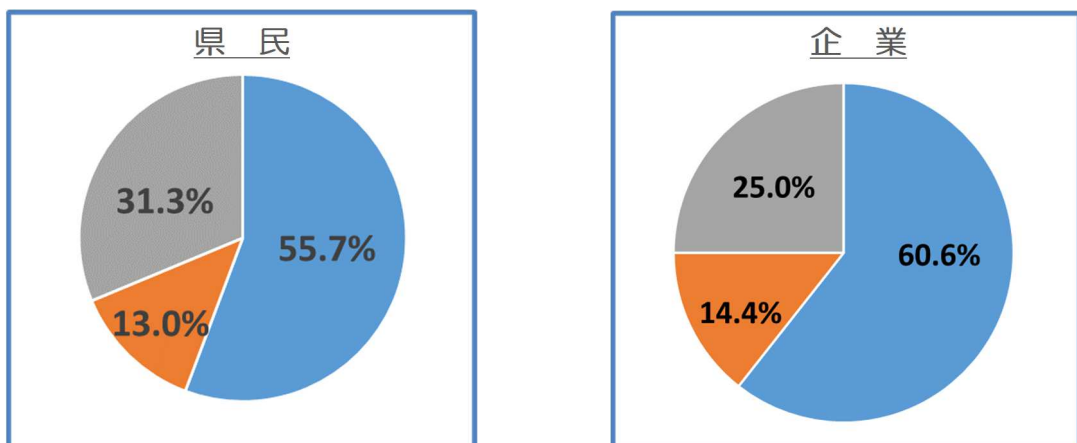
- 必要である
- 必要でない
- わからない



荒廃森林の整備については、県民、企業ともに約82%が森林環境税を活用した事業の継続が必要と回答しています。

(問12) 森林環境税を活用した、森林所有者の負担のない森林整備については、森林所有者と県の協定により、森林の皆伐や転用等に関する所有者の行為を一定期間制限しています。これらの制限についてどのようにお考えですか。

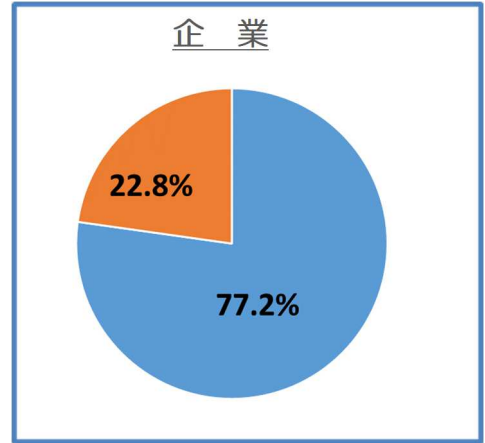
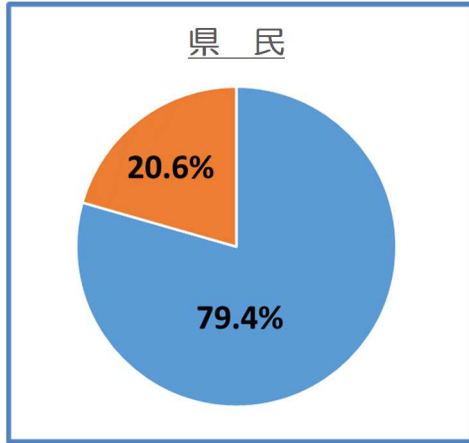
- 制限は必要である
- 制限を緩和するべき
- わからない



県民の約56%、企業の約61%が所有者の行為を一定期間制限する必要があると回答しています。

(問13) 現在、森林環境税を活用した間伐等による荒廃森林の整備に取り組んでいます。
制度を継続する場合、荒廃森林の整備以外の取り組みを行うべきか、どのようにお考えで
か。

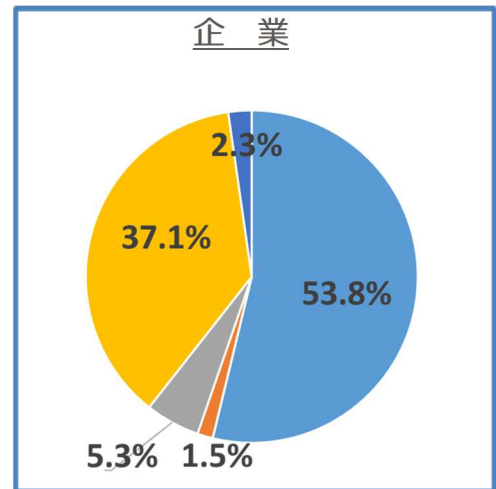
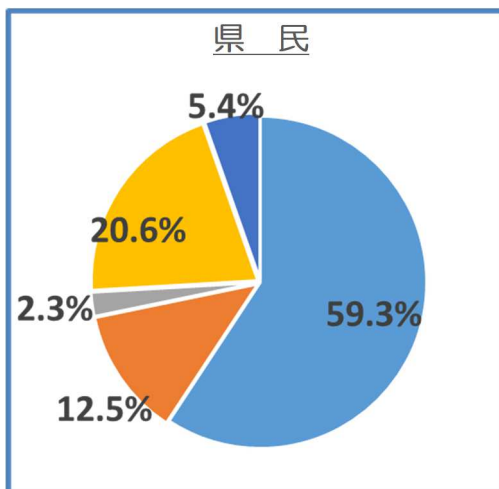
- 荒廃森林の整備に集中すべきである
- 荒廃森林の整備以外の取り組みも行うべきである



県民の約79%、企業の約77%が「荒廃森林の整備に集中すべき」と回答しています。

(問14) 森林環境税は、個人から1人当たり年額500円を負担していただいています。(県民)
森林環境税は、企業一社当たり法人の県民税均等割額の5%相当額 (資本金等に応じて、1千
円~4万円)を負担していただいています。(企業)
今後も継続する場合、どの程度の負担が適当と思われますか。

- 現行500円(県民)、5%(企業)を維持すべきである
- 金額を引き上げるべきである
- 金額を引き下げるべきである
- わからない
- その他



(問14続き)

県民、企業ともに「現行を維持」が最も多い回答でした。
 県民では「現行を維持」が約59%、「わからない(約21%)」「金額を引き上げる(約13%)」「その他(約5%)」「引き下げる(約2%)」と続きます。
 企業では「現行を維持」が約54%、「わからない(約37%)」「金額を引き下げる(約5%)」「その他(約2%)」「引き上げる(約2%)」と続きます。

金額を引き上げる（回答者：県民135人、企業2社）とした回答

(意見) 個人・年額	県民	(意見) 企業・均等割額	企業
	12.5%		1.5%
個人年額600円	6人	均等割額の5.5%	1社
個人年額700円	3人	均等割額の7%	社
個人年額750円	2人	均等割額の8%	社
個人年額800円	7人	均等割額の9%	社
個人年額1000円	100人	均等割額の10%	1社
個人年額1000円超	10人	均等割額の10%超	社
未回答	7人	未回答	
計	135人	計	2社

金額を引き下げる（回答者：県民25人、企業7社）とした回答

(意見) 個人・年額	県民	(意見) 企業・均等割額	企業
	2.3%		5.3%
個人年額300円	7人	均等割額の4%	社
個人年額200円	4人	均等割額の3%	4社
個人年額100円	6人	均等割額の2%	1社
個人年額 0円	4人	均等割額の1%	1社
未回答	4人	未回答	1社
計	25人	計	7社

森林整備に係る都道府県の独自課税の状況

区分	団体名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	超過課税(府県民税等均等割)の税率	
					個人	法人
導入済 計37府県	岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	1,000円/年	均等割額の10%増
	宮城県	みやぎ森林環境税	H23.4	H22.3	1,200円/年	均等割額の10%増
	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	800円/年	均等割額の8%増
	山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	1,000円/年	均等割額の10%増
	福島県	森林環境税	H18.4	H17.3	1,000円/年	均等割額の10%増
	茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	1,000円/年	均等割額の10%増
	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	700円/年	均等割額の7%増
	群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	700円/年	均等割額の7%増
	神奈川県	水源環境保全税	H19.4	H17.10	均等割:300円/年※	なし
	富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	H18.6	500円/年	均等割額の5~12.5%増
	石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
	山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	500円/年	均等割額の5%増
	長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増
	岐阜県	清流の国ぎふ・森林環境税	H24.4	H23.12	1,000円/年	均等割額の10%増
	静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	400円/年	均等割額の5%増
	愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	500円/年	均等割額の5%増
	三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	1,000円/年	均等割額の10%増
	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	800円/年	均等割額の11%増
	京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	H27.12	600円/年	なし
	大阪府	森林環境税	H28.4	H27.10	300円/年	なし
	兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	800円/年	均等割額の10%増
	奈良県	奈良県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	500円/年	均等割額の5%増
	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	H16.3	500円/年	均等割額の5%増
	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	500円/年	均等割額の5%増
	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	500円/年	均等割額の5%増
	広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
	愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	700円/年	均等割額の7%増
	高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	500円/年	500円/年
	福岡県	福岡県森林環境税	H20.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
	佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増
	長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
	熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
	大分県	大分県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
	宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	500円/年	均等割額の5%増
	鹿児島県	森林環境税	H17.4	H16.6	500円/年	均等割額の5%増

※神奈川県は、県民税の均等割に加えて所得割への上乗せ(0.025%)を実施している。

※富山県は、資本金等の額に応じて定額で課税。

※超過課税を導入した府県の多くは5年間の措置としているが、全ての導入県において期限到来時に延長を行っている。

森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成二十三年十月十七日

山梨県条例第四十号

(目的)

第一条 この条例は、災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するために必要な財源を確保するため、山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号。次条及び第三条において「県税条例」という。)に定める県民税の均等割に係る税率の特例について定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十三条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十三年山梨県条例第四十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第二条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、第二条中「第二十三条」とあるのは、「第二十三条及び附則第十二条の二十二」とする。

(平二四条例二七・一部改正)

(法人の県民税に関する経過措置)

第三条 第三条の規定は、平成二十四年四月一日以後に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税について適用し、同日前に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は同号の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

第四条 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

山梨県森林環境保全基金条例

平成二十三年十月十七日

山梨県条例第四十一号

(設置)

第一条 災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するため、山梨県森林環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

- 一 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成二十三年山梨県条例第四十号）第二条及び第三条第一項の規定により加算した額に係る収入額に相当する額
- 二 基金の設置の目的に係る寄附金の額
- 三 前二号に掲げるもののほか、基金の設置の目的のために必要であると知事が認める額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(平成二十四年度における処分の特例)

2 平成二十四年度に限り、第六条の規定の適用については、同条中「基金の設置の目的を達成するために必要な経費」とあるのは「基金の設置の目的を達成するために必要な経費（県民税の均等割に係る賦課徴収に要する臨時的経費を含む。）」とする

